

平成30年度弘前市景観審議会

会議内容

会議の名称	平成30年度弘前市景観審議会	
開催年月日	平成31年3月27日(水)	
開始・終了時刻	10時00分 から 11時30分まで	
開催場所	弘前市消防本部3階大会議室	
議長等の氏名	会長 北原 啓司	
出席者	委員 北原 啓司 委員 藤崎 浩幸 委員 石澤 敏行 委員 須藤 弘敏 委員 高瀬 雅弘 委員 前田 卓 委員 吉澤 葉子 委員 漆澤 知昭 委員 清藤 哲夫 委員 南 直之進 委員 中坪 勝	
欠席者	委員 岡前 憲秀	
事務局職員の名	都市環境部長 都市政策課長 都市政策課長補佐 都市政策課主幹兼計画係長 都市政策課主幹 都市政策課総括主査 都市政策課主査 都市政策課主事	柳田 穰 天内 隆範 小山内 孝紀 宮本 洋 木村 敬之 高屋 憲幸 佐々木 美子 工藤 寛明

<p>会 議 の 議 題</p>	<p>1 開 会</p> <p>2 報 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告第1号「景観重要建造物の現状変更の状況について」 ・報告第2号「景観まちづくり刷新モデル地区について」 ・報告第3号「弘前市屋外広告物条例の一部改正について」 <p>3 議案審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号「景観重要建造物の指定について」 <p>4 閉 会</p>
<p>会 議 結 果</p>	<p>別添議事録のとおり</p>
<p>会 議 資 料 の 名 称</p>	<p>資料1 「景観重要建造物の現状変更の状況について」</p> <p>資料2 「景観まちづくり刷新モデル地区について」</p> <p>資料3 「弘前市屋外広告物条例の一部改正について」</p> <p>資料4 「景観重要建造物の指定について」</p>
<p>会 議 内 容 (発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等)</p>	<p>別添議事録のとおり</p>
<p>その他必要事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一部非公開（個人情報に係る部分）

平成30年度弘前市景観審議会

会議内容

< 報告第1号「景観重要建造物の現状変更の状況について」 >

(事務局：宮本主幹兼係長)

都市政策課計画係長の宮本と申します。よろしくお願いたします。

それでは、「報告第1号 景観重要建造物の現状変更の状況について」ご説明いたします。

資料は、事前に皆様にお送りしておりました資料の中で、A4縦長の「報告第1号景観重要建造物の現状変更の状況について」の2枚目をご覧になっていただきたいと思います。

景観重要建造物の現状変更については、これまでも審議会の都度、ご報告させていただいておりますが、平成29年8月18日に開催した前回の景観審議会以降に現状変更の届け出があったものについてご報告するものでございます。

今回は、4つの建造物、木村産業研究所、旧藤田家別邸倉庫考古館、旧藤田家別邸冠木門、弘前市庁舎となります。いずれも実施済みとなっております。

それでは、お配りしている当日説明資料1にて建物毎に説明いたします。

1ページをご覧ください。1件目は木村産業研究所について説明させていただきます。

木村産業研究所は、日本の近代建築の巨匠前川國男が日本で最初に手掛けた建物でございまして、国の登録有形文化財にも指定されておりますが、竣功が昭和7年ということで、経年により全体的に劣化してきております。これまでも平成24年には正面玄関のバルコニーの復元、平成25年には東側にあります会議室の屋根の修繕、平成28年には南面の外壁の改修を行ってございまして、これまで段階的に改修してございます。

今回は、2階建て部分の東面の外壁を改修してございます。地図をご覧いただきたいのですが、建物の西側が入口になりまして縦に長くなっている部分が2階建ての建物となっております。右側が1階建ての建物となっております。

上の写真では、施工前が経年劣化により黒ずみや塗装の剥がれた箇所がございましたが、施工後は、綺麗に改修されてございます。下の写真は東面のサッシガラス部ですが、施工前は茶色く色が変わってございましたが、施工後は当時の色合いに戻した形で綺麗に修復したものでございます。いずれも竣功当時の色彩等に合わせて改修してございまして、良好な景観の維持を図ってございます。

2ページをご覧ください。2件目は旧藤田家別邸倉庫考古館について説明させていただきます。

考古館は、国の登録有形文化財にも指定されている建造物ですが、弘前市出身で日本商工会議所の会頭を務められた実業家藤田謙一の倉庫として大正10年に建築されたものであります。変更内容といたしましては、屋根に雪止めを新設したものでございます。

考古館は、平成29年7月23日にリニューアルいたしまして、現在は伝統工芸品の展示や喫茶店が営業してございます。このような状況から人の往来が多くなりまして屋根雪の落下

に対する利用者の安全性を確保することを目的として雪止めを設置したものでございます。

雪止めの設置個所としては、北側、東側、南側の3方向の屋根に景観を阻害しないように屋根と同系色のものを使用しまして、違和感のない形で景観の保全に努めた取付けをいたしました。

続きまして、3件目は旧藤田家別邸冠木門について説明いたします。冠木門につきましては、藤田記念庭園の入口にあります大きな黒い門柱になりまして、こちらも国の登録有形文化財に指定されております。竣功が大正11年となっております。老朽化による木材の劣化や、前々から建付けに弛みを生じておりましたが、台風によりさらに悪化したため、修繕したものでございます。スクリーンの写真をご覧いただきたいのですが、黒くなっていたところが剥がれたりしていますが、施工後は、塗装をし直して元に戻しております。また、建付けの部分についても修繕して安全性を高めております。

続きまして、4件目は弘前市庁舎について説明いたします。弘前市庁舎は、国の登録有形文化財に指定されている建造物でありまして、先ほどの木村産業研究所と同じく前川國男が設計した建物でございます。市の庁舎は現在、前川本館、前川新館、そして、市民防災館の3棟の建物がございますが、景観重要建造物に指定されているのが前川本館と前川新館です。今回の変更内容といたしましては、市旗や国旗等を掲揚するポールを3本設置したものでございます。掲揚ポールは元々、本館の屋上にごございましたが、平成27年度から実施した耐震改修等の工事によって撤去されておりました。今回取付した場所については、前川本館の屋上にある議場排気塔の壁面に取り付けまして、極力建物の景観に支障のない場所を選んだものでございます。また、色彩につきましても、壁面と同系色の色を使いまして景観の保全に努めたものでございます。

以上で、報告第1号の説明を終わらせていただきます。

(北原会長)

はい。ありがとうございました。今、説明がありました報告第1号につきまして、皆さんからの方からご質問やご意見がありますでしょうか。南委員どうぞ。

(南委員)

景観というものではありませんが、旧藤田家別邸の雪止めですが、雪止めを施すことによってつららやすがまが発生すると思いますが、つららが落下するという危険性と屋根が早く劣化するという懸念はあるのではないのでしょうか。こういう建物では難しいのかもしれませんが、例えば融雪装置を付けてすがまを無くするという方法もあるかと思いますが、いかがでしょうか。

(北原会長)

建築分野の立場から意見をもらいたいと思います。前田委員をお願いします。

(前田委員)

内部の暖房や断熱がどのようになっているかはわかりませんが、南委員のお話のとおりつららが出来る懸念はあるかもしれません。ただ、軒がほとんど出ておりませんので、つららよりも、水分が外壁をつたって落ちていくときに構造がレンガですので目地を痛めなければいいなと考えます。それから、シート状の融雪のことだと思いますが、シート状の融雪は、足下の方に水分が溜まって凍ることにより歩行者の通行に支障をきたす可能性があります。何がよいとは言えませんが、今回雪止めを付けたことによって顕著に悪くなることはないと思います。

(北原会長)

はい。ありがとうございました。南委員よろしいでしょうか。

(南委員)

はい。

(北原会長)

他にご質問等ありますでしょうか。吉澤委員どうぞ。

(吉澤委員)

旧藤田家別邸の冠木門の修繕で使用した塗料の種類やどのように選考したのかを教えてください。

(事務局：宮本主幹兼係長)

塗装の関係ですが、申し訳ございませんが手元に資料がございません。後ほど担当課に確認しましてご連絡いたします。

(北原会長)

今、吉澤委員がおっしゃたことは非常に大事で、外観を守ってだけでなく長期的に維持していこうとする観点から、どのように塗装を選考したかを確認してください。

よろしいでしょうか。他にないようですので、これで意見及び質疑を終結します。

<報告第2号「景観まちづくり刷新モデル地区について」>

(事務局：木村主幹)

景観まちづくり刷新モデル事業は、政府初の明日を支える観光ビジョンという国のビジョンに基づきまして、平成29年度に新規創設された国初の景観の面的整備に着手した事業でございます。

平成29年3月に、本市が刷新のモデル地区に選定されまして、その際に景観審議会においてご説明させていただきました。

平成30年4月に市長選がございまして、新たに市長になられた櫻田市長から事業の見直し等が諮られた際に、中・長期的な視点に立った場合、財政面で市にとって負担となることや既存の景観資源のこれまでの経緯や意義を踏まえ、事業の見直しを行ったものでございます。その際に、事業の見直し内容について国との調整を行い、最終的には、当初に設定した周遊ルートを活かしながら現在実施している吉野町周辺整備事業や土手町にある趣のある建物といった景観資源を一体的に活かしたまちづくりを推進することとしております。

見直しの内容についてですが、実施するものは、禅林街歩道改修事業、市役所前の観光館側の歩道改修、市民中央広場の拡張整備事業、観光案内板整備事業等の7事業でございます。

中止するものは、松森町ふれあい広場に旧弘前教会牧師館を復元する事業、岩木川右岸環状線のガードレールの美装化、エントランスロード街路灯整備事業の3事業でございます。

事業手法を見直しするものは、旧弘前市立図書館を当初は市民中央広場へ移設するものでしたが、追手門広場自体の位置付け等を見直していく中で、旧弘前市立図書館の在り方を検討したものです。なお、旧弘前市立図書館の建物自体は、老朽化も進んでおりますので、改修を現在地で行っていくものでございます。

平成30年度から追加するものは、始めに、市民中央広場の整備に併せ青森銀行記念館のライトアップ事業です。次に、観光館のテラス撤去事業です。これはテラスの老朽化が進んでおり、景観上からも支障となっておりますので安全性の確保を図ることと旧弘前市立図書館3階からの眺望を新たに創出していくものです。最後に、土手町から吉野町へ抜ける市道土手町住吉町線の道路整備事業の3事業でございます。

スクリーンで映しておりますのは、市民中央広場の整備イメージです。従来まで黄色で囲われている中に住宅がございましたが、現在は解体しております。

広場整備ですが、黄色で囲われている第1工区は今年の5月頃から整備するものでございます。赤色で囲われている第二工区内には、現在ねぶた期間中にねぶた小屋がございまして、今年のねぶた祭りが終了し、ねぶた小屋が撤去されてから整備するものでございます。来年度中には、イメージ図のような広場が完成する予定でございます。本日の陸奥新報の記事にも、青森銀行記念館の図が掲載しておりましたが、青森銀行記念館との景観に配慮したイメージとして青森銀行記念館へ繋がる道を意識しながら整備を行うものでございます。

次に、平成30年度中に完了した事業についてご説明いたします。

上白銀町・新寺町線歩道改修事業でございますが、来年度は市役所側を予定しておりますが、今年度は観光館側の歩道をアスファルト舗装から県道部歩道の石畳と景観の協調を図り、一体となるような景観を創出するものでございます。

次に、周遊性向上のための多言語説明板整備事業でございます。これは観光政策課で以前整備しました市内の説明板ですが、表記も剥げており景観上支障となっていたものを、再度色を塗り直す等して、現状に合わせた表記や多言語化を行い、リニューアルしたものでございます。

以上で、報告第2号の説明を終わらせていただきます。

(北原会長)

はい。ありがとうございます。今、説明がありました報告第2号につきまして、皆さんからの方からご質問やご意見がありますでしょうか。

(清藤委員)

青森銀行記念館の所有者はどなたか。

(事務局：木村主幹)

建物は市へ寄贈されております。なお、土地の所有者は青森銀行となっております。

(清藤委員)

青森銀行記念館の内部は活用されていないのではないかと。人が歩けば床から音もあり老朽化が著しい。活用という観点でいくと別な方法もあるのではないかと。今後の活用方法について聞きたい。

また、ねぶたの話があったが、ねぶた小屋は黄色で囲われた所に設置するのか。それから、イメージ図の右側には民間の建物が残っているが、交渉等はどのような状況なのか教えてほしい。

(事務局：木村主幹)

1点目ですが、青森銀行記念館の活用方法については、現在、文化財課で高瀬委員も委員になっておりますが、文化財の観点から検討しております。その際には、観光政策課や都市政策課がオブザーバーとして参加しており、全国の事例も参考にしながら、よりよい活用の在り方について検討しております。なお、明日がそれらを検討する会議となっております。

2点目ですが、ねぶた小屋は将来的には黄色で囲われた場所で現在と同じように設置することになります。ねぶたは弘前の歴史的風致にもなっておりますので、残しながらやっていきたい想いはございますので、その点も踏まえながら検討してまいります。

(事務局：天内課長)

三点目の用地の件でございますが、何回かはお願いに行っております。現在、青森銀行の方から電線地中化事業を県で行っておりますが、こちらも用地買収で同じ地権者と交渉しておりますが、合意まで得られてない状況となっております。

いつまでにとということですが、相手がございますので具体的な時期はお答え出来ませんが、

条件等も整理いたしまして今後も継続的に交渉して用地を取得していきたいと考えております。

(清藤委員)

イメージ図では、電線地中化となっているが、予定通り進めることでよいか。

(事務局：天内課長)

予定通り、来年度中に電線地中化は終了すると県から聞いております。仮に移転交渉している民間建物の用地取得が出来なくても、青森銀行記念館前については、電線地中化いたします。

(清藤委員)

ここは、広場として使うのか。それとも、将来は、観光というものを意識するものなのか。観光協会では、ねぶた祭りの時に出陣している津軽剛情張太鼓の保管場所について検討している。現在は、温度や湿度を考慮して山車展示館に保管しているが、保管場所はあまり知られていないので、観光客にぜひ見せたいと考えている。保管場所として、茂森町にある旧上下水道部跡地や市民中央広場の2箇所がよいと考えているが、市民中央広場は、観光のために使用するのか。あるいは、多目的として使用するのか。観光客も歩く場所なので、景観だけではなく、観光に活かすという観点ではどのような考えなのか。

(事務局：天内課長)

市民中央広場は、2つのゾーンをコンセプトとしております。赤く囲われている箇所は、芝生広場として、市民や観光客がくつろいだり、青森銀行記念館の写真撮影場所として利用するゾーンとしております。黄色で囲われている箇所は、多目的に活用できるように水道や仮設電気の設備を設置し、イベント等に活用出来るようにする予定でございます。その中で今後市が進めていきたいのは、広場でイベントを実施する方が、イベントの収益で広場の管理をしていけるような活用が出来ないかを考えております。従来の広場の運営とは違い、管理や貸し出しの規則を緩やかにして使いやすい広場として活用していければよいかと考えております。そのためにルールや何処の部署が担当するかを含め、庁内で組織するワーキンググループにおいて検討してまいります。

次に、津軽剛情張太鼓の保管場所ですが、市民中央広場を保管場所にすることは現時点では考えておりません。ただ、市民参画センターが移転する予定がございまして、跡地活用を含め、エリア全体で検討していきたいと考えております。

(北原会長)

はい。ありがとうございました。今お話がありましたように、この空間が去年の3月の段階の考え方と大きく変わりました。整備イメージの写真にある青森銀行記念館へ繋がる通路のところに旧弘前市立図書館が移転してくる話もありましたが、それを元に戻した形にな

りました。

清藤委員のご意見の大事な点は、整備イメージの写真の黄色で囲われたところ、ねぶた小屋が設置していない時期も含めた年間を通じた空間のイメージは様々な部署と考え、そして、他の部分の空間の活用を含めた今流行りのパークマネジメントをしっかりとやっていかないと、活用が上手くいきませんので、今のイメージが次にどうなっているのかを景観審議会においても楽しみにしております。その意味で先ほど事務局からお話がありましたが、市民参画センターの移転を含めエリア全体で検討していくとのことですので、今から一緒に考えていくことを景観審議会からの意見としますのでよろしく申し上げます。

他にありますでしょうか。藤崎委員どうぞ。

(藤崎委員)

市民中央広場という名称が、一工区と二工区だけを指すのか、整備イメージ図の左側の最初からの公園も指すのかをよく理解ができなかったのだが、市民中央広場のコンセプトの練り込みが甘く感じており、一工区と二工区が別物のような話に聞こえたので、しっかりとやっていただきたいのが1点目です。

2点目は、事業の見直し等について事前に報告資料をいただいております、先ほど見直し等の説明資料に載っていない「等」の部分について説明をしていましたが、口頭の説明だと「等」の部分は何の事業をやっているのか全くつかめないのので、資料を事前に送付するのであれば図面等を添付して報告いただいた方が理解は得られやすいと思います。また、当日配布資料の4ページの完了した事業も、実施中の一部の説明をしているのかよくわからないので、資料の作成方法については、次回から注意していただければと思います。以上です。

(北原会長)

はい。ありがとうございます。今お話がありましたように市民中央広場のネーミングについては、市民の皆さんも勘違いするでしょうから、そのあたりをしっかりと考えるなり、新たな名前を付けるなどをするべきであると思います。前の会議では、市民中央広場には前川國男が設計した空間もあり、そこは大事であり残すという経緯もありますので、現時点でネーミングがどのようになるかについて説明をお願いします。

(事務局：天内課長)

昭和57年に旧弘前市役所跡地に整備された市民中央広場は、北原会長のお話のとおり前川國男氏が設計したものでございます。市民中央広場は、元寺町の通りから裁判所横までとなっております。市民中央広場のコンセプトは、現在緑地になっているところが憩いの広場、アスファルトになっているところがイベント広場として設計したとのこと。今回の整備についても、当時のコンセプトを踏襲し、緑地及び赤色で囲われたところを憩いの場、黄色で囲われたところをイベント広場として考えております。

ネーミングにつきましても、市民の方々が広場を使い、広場のネーミングを付けたいと声が上がりましたら対応していきたいと考えております。

(北原会長)

南委員どうぞ。

(南委員)

確認ですが、先ほど景観まちづくり刷新モデル地区の事業を見直して、旧弘前市立図書館を市民中央広場に移設せず、広場の活用がこのようになると説明がありましたが、景観審議会において、報告案件ではなく見直し案の段階で景観審議会に諮ることにしなかったのはなぜでしょうか。

(北原会長)

景観まちづくり刷新モデル地区の事業を始める時に説明がありましたが、景観審議会は、この事業を審議する立場ではありません。今回、市長が変わり事業内容に変更があったため報告するとのことでした。

(南委員)

わかりました。あと議会と新聞報道しかわかりませんが、旧弘前市立図書館も大分老朽化しており、補修が必要であるということ。また、昨年の議会答弁の中で、その場で解体して復旧するが、復旧にかかる費用が2億7千万円かかるので、有利な財源を探すという記事が新聞に掲載していました。今年度の予算を確認すると、屋根の改修だけとなり建物解体して復旧することはどうなっているのかを教えてください。

それから、先ほど清藤委員のお話にもあった観光の話ですが、市長は広域でDMO（地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域作りを行う法人）というものをやっていくということですが、私も先日DMOのセミナーを受講しまして、観光庁等は、文化財や古民家等を積極的に開放してそこでお金を生むような形でまちづくりをしていくことを日本全国で展開していくとのことでした。

青森銀行記念館もそうですし、旧弘前市立図書館も移設はしないまでも何かで活用し、そこでお金を生んでいく。それから、止めるという話ですが、旧弘前教会牧師館も本当であれば復元してそこでお金を生めるような観光になっていかないかなということが、私としては、ぜひとも前向きに市内にある文化財といった古いものを活用し、DMOを含めて観光に力を入れて人を呼び込んでいただきたいという希望があることをお話します。

(事務局：木村主幹)

旧弘前市立図書館からご説明いたします。直すことにつきましては、文化財課と協議を進めております。現状はかなり老朽化しており雨漏りも酷く、このまま放置しますと損傷も激しくなり文化財として建物の価値も損なわれますので、来年度の予算で応急措置として屋根を改修いたします。

次に、追手門広場のあり方ですが、観光館もありイベントも出来るスペースもありますの

で、位置付けやどのような施設があるのが妥当かを企画課の方でしっかりと考えていくことが決定しておりますので、それらを踏まえて旧弘前市立図書館の位置付けやあり方を検討し、計画が出来た段階で国の方にも説明し、有利な財源を活用しながら旧弘前市立図書館も残していきたいと考えております。

文化財の活用についてですが、南委員のお話のとおり活用するべきだと考えております。文化財の本質的な価値も踏まえながら後世にも残していきますが、ただ残すのではなく活用しながら残していくという方針を文化財課と共有しながら進めております。

旧弘前教会牧師館ですが、今回の事業では復元出来ませんが、元々は復元することを条件として寄付を受けた経緯もございますので、もう復元しないということではなく、建物のあり方、復元する場所、有利な財源の活用を含め検討してまいります。

(南委員)

私は、コンベンション協会の立場で出席しておりますので、人口減少に対応するためには、いかに観光客に来てもらいインバウンドも含めてですが、そこでお金を落としてもらうことが大事であり、日本全国どこでも観光が叫ばれておりますので、そのためには色々なアイデアを持たなければいけないなかで、整備を伴うものには費用が掛かりますがその中で建物に対する付加価値を高めてお金を稼いでいければ維持管理も賄うことが出来るかもしれないので、ぜひとも観光や人を呼び込むための施策としての建物の活用も含め検討をお願いします。

(北原会長)

南委員からはコンベンション協会の立場としてお話いただきましたが、大事なことは、旧弘前教会牧師館や旧弘前市立図書館を景観に配慮しながらどう活用するかを骨太に考える会議があつて、それに見合う補助金をもらってくるのであれば、皆さん納得すると思います。

今回進めようとしていた事業を逆にブレーキかけてしっかり議論していきましようとして市長が決めたと思いますので、文化財の保存や活用を含めどの様にしていくのがよいかについては、景観審議会では議論は出来ないもので、市の内部で仕組みを作ってしっかり議論してほしいというのが委員からの提案です。

他にいらっしゃいますか。高瀬委員どうぞ。

(高瀬委員)

2点確認があります。

1点目は、市民中央広場の整備イメージの赤色で囲われているところにトイレが8月頃に設置されるとのことで、広場を利用する人にとって必要な施設だと思っておりますが、設置位置について観光客等が青森銀行記念館を撮影する際にトイレが映り込まないよう景観に配慮しているのでしょうか。

2点目は、青森銀行記念館を正面にしてプロムナードのような広場になりますが、周辺からのアプローチとして横断歩道が必要だと思っておりますが、現状は、広場から真つすぐ青森

銀行記念館へ移動できる横断歩道は無いので、動線計画をどのように考えているか。

(事務局：天内課長)

1点目のトイレの位置についてですが、この場所で決定ではありません。青森銀行記念館の撮影に映り込まないように設置位置を配慮して決定していきたいと考えております。

2点目の横断歩道ですが、横断歩道の設置については、公安委員会と協議が必要となります。設置する場合は、相当数の歩行者が歩いているという実情をもって公安委員会に協議していくこととなりますが、市では、広いエリアで考えており、青森銀行から青森銀行記念館までの区間について、例えば土日は車両の通行を制限して歩行者が自由に横断出来ないかという考えを中南地域県民局へ話をしている段階です。ただ、沿線の方々の理解や警察の協力が必要となりますので、引き続き協議を進めてまいります。また、景観に配慮した美装化も考えております。

(北原会長)

はい。ありがとうございます。アスファルト舗装ではなくて景観に配慮した美装化を含めて考えていくとの説明でした。青森銀行記念館の撮影場所もそうですが、トイレ自体も景観に配慮した造りにしたほうがよいと思います。高瀬委員どうぞ。

(高瀬委員)

むしろ、今の位置の方がトイレ後方にあるガソリンスタンドの目隠しにもなることも含めて決定していると思います。あとは、デザインを武家屋敷風にするか洋館風にするかになるのかと思います。

(北原会長)

その辺が大事になってくるかと思いますが、建築分野の立場から以前吉野町の煉瓦倉庫で奈良美智展を開催した際に、煉瓦倉庫脇に景観に配慮した仮設トイレを設計された前田委員からの意見をお願いします。

(前田委員)

高瀬委員がお話されたように、ガソリンスタンドが気になるので、隠すというよりはここに元々あった建物という位置付けで新しい建物が出来るといいなと思います。

(事務局：天内課長)

トイレの建築位置は、ガソリンスタンドのバッファの意味もあります。長期的になりますが、ガソリンスタンドの事業者に対しても景観に配慮した看板にしてもらえないか交渉していきたいと考えております。

(南委員)

もっとイメージ出来るように公園側からイメージ図を提示していただきたい。

(北原会長)

はい。ありがとうございました。青森銀行記念館の真正面だけではなく、ねぶた小屋を設置した公園側から見た全体イメージ図等があればいいと思いますので、検討をお願いします。また、先ほどの南委員からお話もありましたが、景観まちづくり刷新モデル地区の事業は景観審議会の案件にはなりません。弘前の景観行政として大事な部分もありますし、様々な計画とも関連がありますから、しっかりと作ってほしいというのが委員の意見ですのでよろしくお願いします。

よろしいでしょうか。他にないようですので、これで意見及び質疑を終結します。

<報告第3号「弘前市屋外広告物条例の一部改正について」>

(事務局：宮本主幹兼係長)

それでは、「報告第3号 弘前市屋外広告物条例の一部改正について」ご説明いたします。資料は、本日配付させていただきました「当日説明資料3 報告第3号 弘前市屋外広告物条例の一部改正について」のA4横長のカラーの資料になります。

表紙をめくっていただきまして、「1 屋外広告物の点検義務化の背景」についてですが、屋外広告物、いわゆる看板などですが、記載のとおり、2015年に札幌市でビル壁面に設置されていた袖看板の一部が地上15メートルの高さから落下し、通行中の女性の頭部を直撃して重傷を負わせるという事故が発生しました。また、2017年には、北海道白老町で、オブジェのような看板の一部が駐車場に落下し、乗用車3台が損傷したといった事故が発生しております。

このように、近年、全国的に適切に管理されていない屋外広告物が落下し、重大事故が発生している状況を受けて、国土交通省が「屋外広告物条例ガイドライン」を改正し、安全点検などに関する規定を強化いたしました。

改正内容としては、①有資格者による点検と、②安全点検報告書の提出を求めることとしたものでございます。

このことから、当市においても安全確保を図るために、弘前市屋外広告物条例を一部改正して、有資格者による点検と安全点検報告書の義務付けを行うことといたしました。

次のページの「2 屋外広告物の点検義務化の概要」についてですが、条例改正前は、安全点検は管理義務に包含しておりまして、点検者の資格等については特に定めはありませんでした。条例改正をしたことによって、許可期間更新時に有資格者による点検結果の報告を義務付けております。有資格者とは、①屋外広告士 ②都道府県、政令市、中核市が屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として行う講習会の課程を修了した者 ③広告美術仕上げに関する職業訓練指導員免許取得者、技能検定合格者又は職業訓練修了者 ④一級、二級、木造建築士 ⑤一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が開催する「点検技能講習会」の修了者となっております。屋外広告物の許可期間は一部の広告物を除いて3年が基本となっております。許可期間満了日前の2か月以内に有資格者が点検を行って、その報告書を添付して更新申請をしてもらうこととなります。この取扱いについては平成31年1月1日から施行済となっております。

以上で、報告第3号の説明を終わらせていただきます。

(北原会長)

はい。ありがとうございました。屋外広告物条例というと景観施策の1つですが、そもそも看板は安全でなければなりません。点検の義務化を条例化して明記していきたいという主旨です。主旨としては問題ないかと思いますが、点検者の資格をみると単に安全だけではなく、看板は経過すると劣化や景観的にも変わっていくこともしっかりとチェックしていくこと出来る方が点検者となっております、非常に大事なかなと思います。

皆さんからの方からご質問やご意見がありますでしょうか。

(南委員)

点検者の資格の中で、一級、二級、木造建築士が書いていますが、一級建築士、二級建築士、木造建築士と正式に記載した方がよいと思います。

(事務局：宮本主幹兼係長)

承知いたしました。

(北原会長)

よろしいでしょうか。他にないようですので、これで意見及び質疑を終結します。

<議案第1号「景観重要建造物の指定について」>

(事務局：宮本主幹兼係長)

それでは、「議案第1号 景観重要建造物の指定について」ご説明いたします。

資料は、最初に前もって送付させていただいておりました資料で、右上に「議案第1号」と書かれてあります「景観重要建造物の指定について」の資料があるかと思いますが、表紙をめくっていただきまして、2枚目をご覧いただきたいと思います。

今回、景観重要建造物に指定したいと考えております建造物は、ここに記載のとおり2件ございまして、一つ目は、土手町にあります「開雲堂」、もう一つが、同じく土手町にあります「名曲&珈琲ひまわり」の2件となります。

では、内容について説明していきたいと思いますが、ここからは資料は本日配付させていただきました「当日説明資料4 議案第1号 景観重要建造物の指定について」、A4横長のカラー版の資料ですが、これをご覧いただきたいと思います。

最初に指定建造物について説明する前に、「景観重要建造物とは何か」について簡単にご説明させていただきます。

景観重要建造物制度は、景観法という法律に基づいて「学術的価値の高い建造物に限らず、景観上の特徴を有する建造物を広く指定することが可能である」となっています。

当市においては、平成24年度に「弘前市景観計画」を策定し、この計画の中で景観重要建造物の指定方針を定めております。その指定方針としては、「道路その他の公共の場所から、誰もが容易に見ることができて、地域の良好な景観づくりに寄与している建造物のうち、以下の基準のいずれかに該当するもの」で、それは「地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけているもの」、「歴史、文化等から見て、建造物の外観が景観上の特徴を有しているもの」「市民に親しまれ、愛され、誇りとなっているもの」となっております。

次に、現在、既に指定されている景観重要建造物についてご説明いたします。

現在は、全部で14の建造物が指定されております。これまで、2回のタイミングで指定を行っておりまして、第1回目は、平成24年10月に6件を指定しております。これは、主に国の登録有形文化財のものを指定しております。第2回目は、平成26年2月に8件を指定しております。この時は、主に前川建築をはじめとした建造物を指定しております。公共施設は8つ、それ以外の民間等の建物は6つとなっております。

次に、景観重要建造物の指定優先度についてですが、平成28年度に景観審議会を開催したときに、委員の方々から、「指定の基準がよくわからない」というご意見を頂戴いたしました。

そこで、平成29年度に、どの建物から指定していくべきか、いわゆる指定優先度のルールを検討いただき、答申をいただいております。

内容としましては、先ほど、報告第2号で事業内容についてご説明いたしましたが、平成29年度から平成31年度において、国の景観まちづくり刷新モデル地区の事業を実施することにしておりまして、事業をより効果的に実施していくために、設定した周遊ルート周辺から優先的に指定していく。また、指定にあたっては、「滅失していく可能性が高い

「趣のある建物」から優先的に行っていく」、「滅失の危険など、緊急性が高いと判断される建造物については、周遊ルートを問わず随時指定していく」という内容になっております。

続きまして、景観まちづくり刷新モデル地区の周遊ルートについて、簡単にご説明いたします。刷新モデル地区で設定したルートは、JR弘前駅から、土手町を通過して、市民中央広場、弘前公園、そして禅林街までというルートになっております。

次に、この図は、周遊ルート的一部分を拡大したものとなりますが、今回、事務局案として提案いたしました、「開雲堂」と「名曲&珈琲ひまわり」は、土手町周辺に位置しております。周遊ルートにおける中心となる場所であることから、指定優先度を踏まえまして、まずは、このあたりから、指定していければと考えております。それでは、各建造物の特徴等について説明していきたいと思っております。

では、まずは「開雲堂」からです。

開雲堂は、老舗和菓子店ですが、明治10年に、「木村菓子店」として駒越町に創業して、のちに店名を「開雲堂」に変えて、昭和4年に、現在の土手町に新築移転しております。つまり、建築されてから90年近く経っている建物となります。

また、平成21年には、弘前市の「趣のある建物」に指定されておまして、看板商品である「卍最中」が有名となっております。

建物の特徴といたしましては、「市内で数少ない建築様式」ということで、外観の特徴としては、市内でも数少ない『看板建築』となっております。看板建築は、関東大震災後、主に商店などで広く用いられた建築様式でありまして、火災の延焼を防ぐために外壁に銅板を貼ったものであります。東京を中心に普及した建築様式が、地方都市にも伝わって施工されたという意味でも、価値のある建築物であると考えております。

そして、「老舗の風格を醸し出している造り」ということで、写真2つ目の看板についてですが、青海波（せいがい）模様の銅板を下地にして、銅板包文字を一文字ずつ張り付けたものになっておまして、年月の経過とともに銅板が錆びていき、独特の風合いを醸し出しております。外壁と相まって重厚さを感じさせるものになっております。また、1階店舗正面は、開放的な造りとなっております。大きなガラス面で、外からも内部を覗くことができ、これも景観の特徴の一つとなっております。

そして、「伝統を守り続ける強い思い」ということで、現所有者は4代目となりますが、古き良きものを大切にする気持ちが強く、建築当初から、外観や内装がほぼ当時のまま維持されております。また、味はもちろんのこと、接客や包装紙に至るまで、徹底したこだわりを持っておまして、市内外のお客さんから愛されているお店となっております。

次に、「指定範囲」についてご説明いたします。

開雲堂の建物は、土手町の通りからお店を覗きますと、手前がお店で、この奥が作業場と住宅になっておまして、奥に長い建物となっております。この図面は、作業場や住宅部分を省略したものとなっております。今回、指定したいと考えている範囲は、この赤枠の部分で、土手町の通りから望むことができる部分、店舗部分とその2階部分を考えております。一番左の図面が1階の店舗部分、左から2つ目の図面がその2階部分、右から

2つ目の図面がお店の正面、一番右の図面は横から見た図面となります。なお、右から2つ目の図面をご覧いただくと、このアーケード部分については、歩道を歩く人のためのビニール製のオーニングが取り付けられておまして、これは後から取り付けしたものであることから、この部分は指定から除くことにしたいと考えております。以上が、開雲堂の指定範囲の説明となります。

つづきまして、「名曲&珈琲ひまわり」についてご説明いたします。

ひまわりは、古くから営業されている喫茶店でありまして、元々は、品川町に「ひまわり喫茶ルーム」という店名で開店しましたが、昭和34年に現在地に店舗を新築移転しまして、今のお店の名称の「名曲&珈琲ひまわり」として開店したものであります。つまり建築されてから60年近く経っている建物となります。

また、平成21年には、弘前市の「趣のある建物」に指定されておまして、看板商品は「ミートパイとコーヒー」となっております。お店の方のお話によりますと、このお店の名前は、「ひまわりの花のように、たくさんの人々に愛される喫茶店になれるように」ということで、先代のご主人が名付けたそうです。

建物の特徴といたしましては、「モダニズム住宅のような外観」ということで、外観の特徴として、白い外壁と大きなガラス、そして金属製の柱が使われているなど、モダンな印象を与える建物となっております。また、照明や看板等の飾り、そして外灯が、モダンでやわらかな雰囲気を醸し出しております。

そして、「当市における文化の発信地としての役割を担う」ということで、市民がゆっくり寛げる憩いの場であるとともに、ギャラリーとして美術展や、コンサートが度々開催されておまして、芸術を通じた人々の交流の場にもなっており、文化の発信地としての役割も担っております。

そして、「所有者の建物の維持・保全に対する強い意欲」ということで、建物は、一部改築した部分はありますが、半世紀以上経った今でも、外観をはじめ内装も、ほぼ当時のままに維持されております。また、建築当初の図面や、その他関連資料等も、しっかりと引き継がれ保管されておまして、所有者のお店を維持・保全していこうという意欲が強く感じられます。

次に、「指定範囲」についてご説明いたします。

「ひまわり」の建物は、入口から入ると、まずお店になっておまして、その奥に、調理場と住宅があつて、奥に長い長方形の形になっています。この図面は、奥の住宅部分を省略したものとなっております。今回、指定したいと考えている範囲は、この赤枠の部分、つまり道路から望むことができる部分、店舗部分を考えております。左の下の図面が1階店舗部分となりまして、その上の図が2階店舗部分となります。右から2つ目の図面は、店舗を横から見たもの、そして、一番右の図面が正面から見たものになります。

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。

(北原会長)

はい。ありがとうございました。ご説明にありましたように2つの物件について景観重

要建造物に指定したいとお話がありました。この近辺で事務局としてはもう1件、一戸時計店の指定を考えていました。残念ながら不幸なことに昨年ご主人が亡くなり、そのすぐ後に奥さんも亡くなるという状況で、今その物件についてはご遺族の方と今後のことについて市役所と考えているということでございます。一戸時計店については後々ということにして、今回は趣のある建物に指定されている2つの物件についての指定のご説明がございました。

今、説明がありました議案第1号につきまして、皆さんからの方からご質問やご意見がありますでしょうか。前田委員どうぞ。

(前田委員)

指定範囲について確認をしておきたいのですが、赤で囲っている指定範囲のとらえ方についてですが、これは内部空間を含めてのことなのか、市内でも数少ない看板建築というファサードだけをとらえて景観ということで指定するのかお聞きしたい。

(事務局：宮本主幹兼係長)

指定範囲につきましては、内部空間を考えておりません。外観のところのみですので、外から見える範囲、東西南北、屋上の外の範囲でご理解いただければと思います。

(北原会長)

建造物ということで景観の対象は外であるということだと思います。これは以前と同じ考え方だと思います。ありがとうございました。

他にございますか。石澤委員どうぞ。

(石澤委員)

指定にあたって確認させていただきたい。ひまわりの資料9ページに南西立面図について、道路側に金属の装飾が突き出しているが、もしも道路側にはみ出しているのであれば、道路占有許可が必要になり、高さ制限の規制が出てくるので、敷地の内側にあるかということは確認できているのでしょうか。

(北原会長)

写真等を見る限り判断がつかませんが、装飾部分がはみ出していないかということです。景観重要建造物に指定していく上で、もしも法的に問題があれば後で気になるということですが、事務局いかがですか。

(事務局：宮本主幹兼係長)

道路占用の許可関係等の手続きについては確認がとれていません。確認して進めたいと思います。

(北原会長)

もしその時に出ていることがわかったらどういたしますか。

(事務局：宮本主幹兼係長)

手続きを踏んでクリアできるのであれば、この部分についても指定していきたいと考えております。

(北原会長)

そうですね。そういう法的な手続きを踏んでやっていくということですね。石澤委員がおっしゃったようにわからないでやってしまうと、指定に傷がついてしまうので、ぜひ丁寧に進めてください。よろしくお願いします。

(中坪委員)

資料には開雲堂の建築が昭和4年と書いてあるが、趣のある建物ガイドマップには昭和3年と書いているが、どちらが正しいのでしょうか。

(事務局：宮本主幹兼係長)

昭和4年が正しいと思われます。ガイドマップは修正させていただきたいと思ひます。

(北原会長)

今回行った調査が正確に行ったということで、趣のある建物の修正をよろしくお願ひします。

(藤崎委員)

意見のそれ自体ということではなく、そもそも景観重要建造物というもののありかたが問題だと思ひています。周囲との関係性を弘前市の景観行政としてどのように考えていくのかということをお言ひしておきたいと思ひました。

先程、市民中央広場については、ガソリンスタンドにもこれから働きかけていくとお話がありましたけれども、これまで指定していった建物、例えば市庁舎の裏の駐車が気になるという話は出ましたが、まだ独立性が高いと思われます。今回の開雲堂は隣接する建物との連続性が高いので、今後、こういった商店街の趣のある建物を指定していく場合に周辺の景観をどのように制御していくかということが大きな論点になると思われますので、今回、指定にあたって周辺への対応をどのように考えているのか提議したいと思ひます。

(事務局：宮本主幹兼係長)

その周辺で景観重要建造物に指定するに値するものがあれば、それらも含めて考えていくべきだと思ひますし、街並みも連続性というものが非常に大事であると認識してあります。

(北原会長)

景観重要建造物の指定だけではなく、その隣にあるということをよく考えてほしいというような景観施策が必要だと思われまます。

(藤崎委員)

例えば、事前に送っていただいた開雲堂に関する4ページの写真のように、隣の典礼会館の看板がついた建物の下の方に張り出しがついています。大事な情報ですが、このような張り出しの仕方が不調和な印象を受けます。また、隣の弘前中央食品売り場も味があつていいものだと思いますが、老朽化が目立ちつつありますので、開雲堂を指定すると両側も気になってきます。その両側の建物への働きかけといったふうに、指定していく建物を増やすということではなく、指定した建物の両隣をどうコントロールしていくかということを前向きに考えていただきたいということです。よろしくお願ひします。

(北原会長)

景観重要建造物の指定ということの意味に対して、その物件だけを指定するという意味ではなく、その両サイドを含めた景観の整備という意味で、それが見られる・見る・見られるという関係で重要なことであるということをごひ頭の中に入れておいてほしいということかと思ひます。他に意見はござひますか。

【意見なし】

(北原会長)

ご意見ないようですので、この議案第1号についてみなさんにお諮りしたいと思ひますが、もしご異議がござひませんのでしたら、この議案第1号を認めたいと思ひますがいかがでしょうか。

【異議なし】

(北原会長)

ありがとうございました。

では、異議がござひませんので本日の議案第1号は原案通り決定いたしました。

ただ先程、石澤委員からござひましたとおり指定に進むに際して、道路との関係性といったあたりは確認していただいて、晴れて景観重要建造物として指定できるように手続きをしていただきたたいと思ひます。

また、藤崎委員がおっしゃつたように景観重要建造物を指定したからよいではなく、その両サイドも重要だということは、これからの景観計画の中でしっかりと進めていくべきだということを今日の議事録として大事なことだと残しておきたいと思ひますので、よろしく

お願いします。

【その他】

(藤崎委員)

審議事項ではないのですが、審議会のことで意見がございます。

一つは、前回の審議会は公募委員が3名いたと思うのですが、今回1名にしており、また、男女比が女性1名でよいのかと委員構成について気になっている。また、再任の委員が多いとはいえ、メンバーが変わったということからすると、本日はまず市の景観施策の全体像から説明しないと、新任の委員の方には失礼かと思えます。もしかしたら事前に説明されているのかもしれませんが、その辺りは丁寧に進んだ方がよいのではないかと思います。

それと私も前回の開催がいつで、いつまでの任期かということがわかっていないこともあって、任期が終わった際にはきちんと御礼をしているのかということが気になっております。

そういうことで審議会の委員の選任や進め方をもう少し丁寧にされたほうがいいのではないかと思います。

それと二つめで、景観まちづくり刷新モデル地区のことは報告で出てきているのですが、中央弘前駅の向かいのルネス街の裏も大きな事業のように受け止めているのですが、景観まちづくり刷新モデル地区の事業と並んで報告があってもいいのではないかと考えています。

それと前回の景観審議会で申し上げたとおり、方針で今後景観重要建造物の指定を全市的に広げていくということ盛り込んでいただいているのですが、旧岩木町が日本で最も美しい村連合に入っているのですが、そのことに関して今まで全く報告に出てこないということが農村部に関心を持っている私としては不満に思っています。今回も出てこないということで不満を申し上げておこうかなということでございます。

(北原会長)

はい。ありがとうございました。

前半につきましては丁寧に進めていくというお話ですが、後半の岩木につきましては、前から自然景観の大事さについて藤崎委員から意見をいただいていますので、検討の中にいれていかなければ都市景観になってしまうので、自然景観をもつ弘前市として考えていかなければいけないことだと思います。よろしくお願いします。

(中坪委員)

市から審議会の一週間程前に十分な説明をいただいております。

(事務局：宮本主幹兼係長)

今の件についてですが、事前に新しいメンバーには、本日は報告と議案で数が多く、説

明に時間を取られてしまうため、事前に説明させていただいております。

(北原会長)

はい。ありがとうございました。

丁寧さという意味でしっかりやってらっしゃるのであれば問題ないです。

報告と審議は違うとはいえ、やるべきこと、教えたほうがいいもの、あるいはこれとは違うという明確な違いが必要ですので、そのあたりは都市計画審議会と違いますが、スタンスがはっきりしていればいいと思いますので、よろしくお願いします。

自然景観については、何度も出ていますので、今後はよろしくお願いします。

(事務局：天内課長)

2点目の中央弘前駅についてですが、平成31年度からエリア一帯のマネジメントという形で民間の方と勉強会を開いて進めております。その中でデザイン等の意見を募ってある程度固まりましたら報告という形をさせていただきたいと考えております。決して市主導で行っているわけではなく、機能的にきちんとしたものがあってからデザインがついてくると考えているのですが、まずは広場の使われ方や公共的に限られた使用にするというわけではなく、様々なイベント等も実施できるような広場づくりをしておりますので、その中でデザインが固まってきましたら皆様にお示したいと考えております。

(北原会長)

平成31年ということで、もう始まりますので報告をお願いしたいと思います。また景観まちづくり刷新モデル地区で考えていた街中を歩くというルートが近くに入っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(北原会長)

それでは本日の審議は終了しましたので私の進行を終わりにしまして、進行を事務局へお返しします。

(事務局：小山内課長補佐)

委員の皆様、長時間にわたりお疲れ様でした。本日の案件は全て終了いたしました。その他、本日の案件に関わらず、委員の皆様から何かご意見等はございませんでしょうか。

【意見なし】

(事務局：小山内課長補佐)

それでは事務局から、今後の景観審議会の開催予定についてお知らせいたします。皆様ご存じかと思いますが、現在、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けて、

国をあげて取り組んでおりますが、これには当市の「大森勝山遺跡」も含まれております。これに関連して、文化庁や県の指導により、大森勝山遺跡周辺を景観形成重点地区や眺望景観保全地区へ指定するなど、景観保全の強化を求められていることから、今後、景観計画の変更を予定しております。

変更案が整理できましたら、皆様にご審議いただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

最後になりますが、委員の皆様で、まだ委員報酬等の手続きがお済でない方は、係の者が伺いますので、その場でしばらくお待ちくださいますようお願いいたします。また、市役所駐車場にお車を止められた方は、認証手続きを行いますので係の者へお声掛けください。

以上で、景観審議会を終了いたします。本日は、皆様ありがとうございました。

【午前11：30 閉会】